

NPO法人支援

平成 10 年 12 月に特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行され、令和 6 年 12 月 31 日現在の NPO 法人の認証数は 49,580 法人です。

NPO 法人は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に財産目録、貸借対照表や活動計算書等を作成し事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出しなければなりません。また自立的な財政基盤の強化のためには、事業や財務内容についての適正な運用と検証、情報公開による透明性の確保が求められています。そのためには専門的知識を有する職業専門家による援助が必要です。

平成 22 年 7 月に NPO 法人会計基準が公表され、また東日本大震災を契機として NPO 法が平成 24 年 4 月に改正・施行され、NPO 法人に関する運営・会計業務を取り巻く環境が整備されました。

寄付金控除等の優遇措置のある認定 NPO 法人の制度ですが、平成 29 年の特例認定制度の創設などにより、認定・特例認定を受けている NPO 法人数は令和 6 年 12 月 31 日現在で 1,293 法人と増加しています。

税理士は、税務・会計に関する専門家として、NPO 法人が行っている社会貢献活動を支援し、その発展に寄与していくことが求められています。

日本税理士会連合会ではマルチメディア研修として「NPO 法人研修」及びデータベースにそのテキスト「NPO 法人の会計」「NPO 法人の税務」を掲載しているのでご参照ください。